

富山県衛生研究所研究インテグリティの確保に関する規程

制 定：令和6年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、富山県衛生研究所（以下「本所」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「研究者」とは、本所において研究活動を行う研究員全ての者をいう。

（所長の責務）

第3条 所長は、本所における研究インテグリティの確保に関して総括する。

（研究者の責務）

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本所並びに研究に対する資金を配分した機関及びその機関を所管する府省等に対して開示を行うものとする。

（研究インテグリティ・マネジメント統括責任者）

第5条 本所に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、次長をもって充てる。

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第6条 本所に、研究インテグリティの確保に関する重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項

(2) 研究インテグリティの確保に係る研究者への要請等に関する事項

(3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

(4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項

(5) 研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括責任者

(2) 所長が指名する部課長

(3) その他委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、前条第3項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じ、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、総務課に相談窓口を置く。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。